

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和5年9月13日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
守口市京阪本通二丁目32番1ほか
（仮称）イオンタウン守口
- 2 法第5条第3項の規定による公告をした日
令和5年4月18日（令和5年大阪府告示第528号）
- 3 意見の概要
 - (1) 守口市の意見
 - ア 周辺地域の総合的な生活環境を良好に保持するとともに、守口市商業振興条例に規定する事業者の責務を果たすこと。
 - イ 屋外放送設備等を設置する場合は、近隣住民に迷惑をかけないように設置位置や方向等に十分配慮するとともに、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準を遵守すること。
 - ウ 夜間における来店客の話し声等で近隣住民に迷惑をかけないように周知に努めること。
 - エ 荷さばき作業、廃棄物収集作業等から発生する騒音等について、特に早朝及び夜間は、周辺的生活環境に影響を及ぼさないように十分配慮すること。
 - オ 駐車場におけるアイドリングストップ励行の啓発に努めること。
 - カ 一般廃棄物の1日の平均排出量に応じ、守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例等に基づく必要な手続及び保管を行うこと。
 - キ 一般廃棄物については、守口市一般廃棄物処理実施計画及び事業系ごみ減量・リサイクルの手引きに従い、産業廃棄物については、法律に定められた方法で処理すること。
 - ク 事業系一般廃棄物の収集運搬を委託する場合は、本市許可業者に委託すること。
 - ケ 厨房やごみ置き場等からの悪臭の発生を防ぐため、臭気対策の実施に努めること。
 - コ 敷地内に水道水を受け給水するための受水槽を設置される場合は、水道法に基づく必要な手続を行うこと。
 - サ 公害関係の届出が必要な機器が定められているので、事前に担当課に問い合わせること。
 - シ 屋外広告物を掲出する場合は、屋外広告物法や大阪府屋外広告物条例等を遵守すること。
 - (2) 守口市の区域内に居住する者等の意見
 - ア 大阪市営地下鉄谷町線の守口駅に近く、一定の駅利用の駐輪もあることが想定されるため、料金徴収や整理員の配置など、適切な不法

駐輪対策を行うこと。

イ 計画地周辺の道路について、学童及び一般歩行者に対する適切な安全対策を行うこと。

ウ 駐車場の自動車の出入口が特殊なため、交通誘導員を常時配置すること。

エ 来店車両の経路について、周辺道路の状況をよく把握し、現実的な経路を設定すること。

オ 駐車場の自動車の出入口について、安全で周辺住民の迷惑にならないような位置を再考すること。

カ 周辺道路の交通渋滞対策として、道路構造令を遵守し、守口駅東交差点の右折滞留長を延伸するなど交差点の改良を行うこと。

キ 敷地境界線において、騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例における騒音の規制基準を遵守すること。

ク 法第8条第2項に規定する事項以外の事項に係る意見

4 意見の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和5年9月13日から同年10月13日まで

(2) 縦覧の場所

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

守口市京阪本通二丁目5番5号

守口市市民生活部地域振興課